第５回たつの市農業委員会総会（４月定例会）議事録

令和３年４月23日（金）午前10時から第５回たつの市農業委員会総会（４月定例会）を本庁舎新館災害対策本部兼大会議室において招集した。

出席委員　18名　欠席委員　１名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	大西　正清
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　３名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

〇会長

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

〇議長（会長）

只今から第５回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

〇事務局

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名で上田委員は欠席でありますが、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第４条第１項第８号及び第５条第１項第７号の規定に

よる転用の届出
・農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告
○議長（会長）
これより会議に入ります。
日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。
たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、10 番水田達實委員、11 番山本哲也委員にお願いします。
（「はい」）との声）
次に、日程第 2「議案第 25 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 25 号　非農地証明願の承認について」
農地法第２条に規定する農地ではない旨の証明願が１件出ていますのでご説明いたします。
願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 13 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 44 年に住宅及び倉庫を建築して以来宅地として利用していましたが、この度、所有地の整理をしていたところ地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、家屋課税台帳により昭和 44 年に建物を建築していることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
よって、周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ

んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 25 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 26 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 26 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 3 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目と 2 件目は同一譲受人ですのでまとめてご説明させていただきます。申請地は、新宮町[redacted]外 7 筆の田及び畑で面積は合計で 4,202 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は 2 名で[redacted]、2 名の譲渡し人は農地の管理に困って引き取り手を探していたところ、篠首で空き家を購入した譲受人が一緒に農地も購入するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は令和 2 年 3 月頃から付近農地を耕作管理しており、農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 4,202 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

3 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 1,751 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は農地の管理に困っていたところ、周辺で耕作地の拡大を行っている譲受人と話がまとまったので売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は農業者で、耕作に必要な農機具も揃っていますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30ａに達しているかについては、現在の耕作面積が 42,673 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、譲受人は地域の担い手として近隣でも耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 26 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 27 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 27 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計で 3,088 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は相続で農地を取得したが、市外在住のため農地の管理ができず近所の方に耕作してもらっていたが、今後も農業をする予定がないので、この度親戚である譲受人へ贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も近隣を耕作しており、農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30ａに達しているかについては、現在の耕作面積が 4,381 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、現在も地域の慣例に従い耕作しているので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 27 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 28 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 28 号　農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4 条案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、揖保町[redacted]の一部の田で面積は 375 ㎡のうち 46 ㎡、街区の面積に占める宅地面積が 40%以上の 3 種農地と判断します。ここで言う街区と言うのは[redacted]地区の集落を道路で囲った部分を言っています。

申請人は、[redacted]　[redacted]、転用目的は、露天駐車場の設置です。

工事計画は、許可後数日で露天駐車場を造成します。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、車1台分と小規模な為、周囲の営農には支障はないものと考えます。
よって、農地法第4条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第28号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
次に、日程第6 議案第29号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び賃借権設定に対する意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第29号　農地法第5条の規定による使用目的変更及び賃借権設定に対する意見について」
5条賃借権設定の案件が3件でていますが、同一の転用内容になりますのでまとめてご説明いたします。
申請地は、新宮町[redacted]外2件の田で、面積は合計で7,431㎡、農振農用地ですが、令和4年1月31日までの一時転用で、工事終了後は農地へ戻します。
申請人は、借受人が[redacted]、貸出人は3名で、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]転用目的は、高速道路建設に伴う土砂の仮置き場です。

工事計画は、許可後 60 日で造成し、仮置き場を設置します。
必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きは必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
周辺営農への影響については、地元説明会を開催して工事内容について説明して支障がないように工事を進めているので、周辺営農に支障はないものと考えます。
よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認め、「議案第 29 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
次に、日程第 7「議案第 30 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 30 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
5 条所有権移転・売買の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
申請地は、誉田町[redacted]外 1 筆の田で、面積は合計で 1,100 ㎡、公共施設：この場合は片吹ＩＣからの距離が 300m以内の 3 種農地と判断します。
申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、露天駐車場及び露天

資材置場です。
　工事計画は、許可後 90 日で造成し駐車場及び資材置き場を設置します。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。
　周辺営農への影響については、敷地に物を置くだけで周囲も擁壁をしますので、周辺営農に支障はないものと考えます。
　よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 30 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。
　次に、日程第 8「議案第 31 号　農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 31 号　農地法施行規則第 53 条第 14 号該当事業に係る意見について」
　携帯電話の中継基地局の設置については、事業計画の協議が必要とされています。
　申請者は、[redacted]で認定電気通信事業者です。
　申請地は揖保川町[redacted]の一部の畑で面積は 122 ㎡のうち 1 ㎡を使用します。
　用地選定理由書では、同地区内で十分な通話エリアが確保できる位置で、付近に障害となる高層の建物がない事等で、地元同意が得

られた土地を選定したとこの事です。
　事業概要は、コンクリート柱へ無線機器とアンテナを設置し、中継基地とします。
　最後に周辺営農への影響ですが施行規模が小さく支障はないものと考えます。
　以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
　　（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり異議なしと意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。
　　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 31 号」は原案のとおり決定することに決しました。

４　閉会宣告
○議長（会長）
　以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年4月23日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（10番水田達實委員）

議事録署名委員
（11番山本哲也委員）